

8. 異端的宗教活動と近世秩序(1) — 宗門改と類族改

2025. 6. 6. 大橋 幸泰

はじめに

キリシタン(Christān に由来) / 16C 以降、近世東アジアに広がったカトリック
→ 17 世紀初期、江戸幕府によって禁止 / しかし、潜伏キリシタンが存在
→ 近世期を通じて、キリシタンをどのように表記するかはすべて同じではなかった
* キリシタンの表記の変化とキリシタン禁制の内実は、どのように連動していたのか？

1. キリシタン禁制史における島原天草一揆の画期性

禁教の論理 / 幕府から見たキリシタンの脅威

- a. 宣教師の背後にあるポルトガル・スペインの軍事力
- b. 神仏への宣誓で成り立っている秩序の崩壊
- c. 神の前の平等という教義
- d. 信仰共同体を基盤とした地域支配
- e. 武装蜂起・一揆の可能性
- f. 魔法を操る怪しげなイメージ

→ どれが本質的で、どれが副次的である、という発想でよいか？

近世初期のキリシタン禁制 / 1630 年代末に画期 (← 島原天草一揆)

- a. キリシタン関係法令におけるキリシタンの呼称
前 / 「伴天連門徒」(史料 1) 後 / 「切支丹」(史料 2)
- b. キリシタン訴人褒賞制度における褒賞内容
前 / 「伴天連」の密告のみ(史料 3) 後 / キリシタン信徒一般の密告も追加(史料 4)

規制重点対象の「伴天連」 / 広義にはキリシタン指導者

- a. キリシタン宣教師 (← padre に由来)
 - b. 「武士身分」のキリシタン (← 殉教者は地域有力者)
- 「伴天連門徒」とは、「伴天連」の勢力下にある信徒、の意

* キリシタンの脅威の対象 / 島原天草一揆を画期に、キリシタン指導者から信徒一般へ移動
→ キリシタン禁制には階層的偏差が存在

2. 宗門改制度の成立

キリシタン民衆の存在形態

- a. 集団型 / 農村部、コンフラリア(キリシタン信徒の信仰共同体)によって集団的維持 (→ 17C 中、18C 末以降、二つの時期に集中的に集団露頭)
- b. 散在型 / 都市部、個別的維持 (→ 1640 年代、全国的に摘発)

島原天草一揆後のキリシタン禁制／キリシタン民衆への規制に重点

a. 人的移動への警戒／改番所の設立

b. 潜伏キリシタンの訴追／幕府宗門改役井上政重の指導による全国摘発(1643～1651)

→ 散在型のキリシタン民衆が摘発される

* 外部からの流入者への警戒は、内部の定住民への注視をも促す

→ 集団型潜伏キリシタン発覚(1657 郡崩れ、1660 豊後崩れ、1661 濃尾崩れ)

* この間、キリシタンは「切支丹」「吉利支丹」などと表記(←→近世後期の「異宗」「異法」)

一連の崩れを直接的契機として、1660年代、宗門改制度が全国的に成立

* 訴人制度による単発的摘発から宗門改制度による恒常的管理へ

3. 類族改制度の成立

1660年代の集団型露頭(郡崩れ・豊後崩れ)における信徒摘発／長崎奉行(幕府)の主導権のもと、実施

→ 藩が実働部隊となって探索・捕縛(史料5)

→ 被疑者を藩から長崎へ送還(史料6)／ただし、全員が召喚されたのではない(史料7)

たとえば、豊後崩れにおける久土村長熊による臼杵藩への訴人

→ 13人の内、長崎奉行による摘発重複者1人を除く12人を、臼杵城下で籠舎とする(史料8)

→ 12人の扱いについて(史料9)、長崎奉行は在所(久土村)に預け置いたらどうかと臼杵藩に提案／臼杵藩は、久土村は「大かた不残類門」なので意味がないと認識／そもそも長熊の訴人と行動は、臼杵藩にとって想定外／藩は領民に対して被疑者を隠密に知らせるように指導(←→長熊は誰それを訴人したことを村民に言いふらした)／そのなかで実際に誰を捕縛するかは、藩が決定することになっていた

* 「隠密内証」主義／すべての信徒を摘発することは想定外

→ 長崎奉行の管理のもとに摘発された者を棄教させることが企図されていた

* 類族改における本人・本人同前は、この手順のもとに摘発され棄教した転び信徒のこと

* 信徒の分断により、キリシタン根絶を企図

豊後崩れにおける被疑者／長崎奉行の管理下で棄教した転び信徒／助命の上、在所へ返還

→ 17C末、この親族(男系五代・女系三代)を類族として監視する仕組みとして、類族改制度が成立

* 本人・本人同前およびその親族と、この手続きから外れた信徒およびその親族との間は、紙一重

おわりに

島原天草一揆を契機に(1630年代末)、幕藩権力のキリシタン認識が変化

* 「伴天連門徒」から「切支丹」へ／キリシタン禁制の内実、変化

前／「伴天連」による地域支配を否定 ←→ 後／キリシタン民衆による結合を否定

→ 一揆後、試行錯誤を経て、民衆統制策の要として、1660年代、宗門改制度が成立

* 禁教の論理として、複数の理由が混在／時期により基軸となる理由が移動

1660年代、集団型露頭により摘発されても、心中では棄教していない者も存在することが想定された

→ 治者による監視は必然／しかし、信徒を根こそぎ摘発することは困難

→ 長崎奉行の管理下に掌握した被疑者を摘発の上、棄教させ、厳重な監視下へ／信徒の分断

→ 本人・本人同前と認定された者を起点に、その親族を類族として管理／17C末、類族改制度が成立

* 類族と非類族は紙一重／実際、日常生活上、両者は混在

治者は人々を分断することにより統治（←→被治者の間では、異なる属性の者が共存／後日の講義）

【参考文献】

村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』（岩田書院、2007年）

大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』（東京堂出版、2001年）

大橋幸泰『検証 島原天草一揆』（吉川弘文館、2008年）

大橋幸泰「キリシタンはどのように表記されたか」（小峯和明編『アジア遊学 127 キリシタン文化と日欧交流』勉誠出版、2009年）

三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』14、2018年）

大友一雄・太田尚宏編『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究』（マレガ・プロジェクト(国文学研究資料館)、2022年）

大橋幸泰『近世日本邪正論—江戸時代の秩序維持とキリシタン・隠れ／隠し念仏』（勉誠社、2024年）

【付記】

- ・明日までに、Waseda Moodle にて講義記録の提出を求める。
- ・小レポート提出期限 2025年7月10日：小レポートを提出した者が試験(7月18日)の受験資格を有する。